

環境技術実証事業 実施要領

令和7年3月25日

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

目次

序 総則.....	4
1. 目的	4
2. 「実証」の定義	4
3. 実証技術領域及び実証技術区分	4
4. データの活用	4
5. 情報公開等に関する基本的考え方	4
6. ISO 14034 への対応	5
第1章 本事業の概要	6
1. 実証技術候補の公募及び登録審査	6
2. 実証機関候補の公募及び登録審査	6
3. 実証可能性の検討と調整	6
4. 実証	7
第2章 実証事業の実施体制	8
1. 環境省	8
2. 技術実証運営・調査機関	8
3. 環境技術実証事業運営委員会	9
4. 実証機関	9
5. 技術実証検討会	10
6. 実証申請者	10
第3章 実証技術領域及び技術区分の設定	11
1. 実証技術領域の設定	11
2. 実証技術区分の設定	11
第4章 技術実証運営・調査機関の選定	12
1. 技術実証運営・調査機関の選定の手続	12
2. 技術実証運営・調査機関の選定の観点	12
第5章 実証技術候補の公募・選定	14
1. 実証技術候補の公募	14
2. 実証技術候補の選定手続	14
3. 実証技術候補の選定の観点	14
第6章 実証機関候補の公募・選定	16
1. 実証機関候補の公募	16
2. 実証機関候補の選定手続	16

3. 実証機関候補の選定の観点.....	16
第7章 実証技術候補リスト及び実証機関候補リスト	18
1. 実証技術候補リストへの登録手続.....	18
2. 実証機関候補リストへの登録手続.....	18
第8章 実証可能性の検討及び技術実証申請書の審査	19
1. 実証申請者と実証を行う実証機関の調整について.....	19
2. 情報の提供と調整の手続.....	19
3. 申請と技術実証申請書の審査.....	19
第9章 実証計画の策定.....	21
第10章 実証.....	23
第11章 実証報告書の作成.....	24
第12章 実証報告書概要版の作成.....	26
第13章 実証要領の策定又は改訂.....	27
1. 実証要領案の作成.....	27
2. 実証要領の策定.....	27
3. 実証要領の改訂.....	27
第14章 実証結果等の公開.....	28
第15章 ロゴマーク等の使用.....	29
1. ロゴマークの目的.....	29
2. ロゴマークの構成.....	29
3. ロゴマークの使用.....	29
4. 表示方法.....	30
5. 改善等の指示.....	30
6. 経過措置.....	31
第16章 知的財産の扱い.....	32
第17章 費用分担.....	32
第18章 免責事項.....	34
第19章 事業成果の評価と次年度以降の事業への反映.....	34
第20章 その他.....	34
(別紙1) 実証申請技術の分類表.....	36
(別紙2) 実証技術候補の申請書に記載する事項.....	38
(別紙3) 実証計画に記載する事項.....	39
(別紙4) 実証辞退届.....	40
(別紙5) 実証報告書及び実証報告書概要版に記載する事項.....	41
(別紙6) 実証報告書作成要領 Ver.3.2.....	42
I 実証報告書作成の観点及び留意点.....	43

Ⅱ	実証報告書概要版の作成.....	46
Ⅲ	実証報告書（詳細版）の作成.....	52
	（別紙 7）同一規格製品（OEM 製品）に関する申請書.....	62
	（別紙 8）実証要領の構成例.....	63
	（別紙 9）環境省環境技術実証事業ロゴマークのデザイン.....	65
	（別紙 10）共通ロゴマークの配色.....	66

序 総則

1. 目的

環境技術実証事業（以下「実証事業」という。）は、既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他、環境の観点から重要な性能（以下「環境保全効果等」という。）を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全に寄与し、中小企業の育成も含めた環境産業の発展に資することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。なお、環境技術とは環境改善効果又は環境保全効果をもたらす先進的技術並びに環境に関する先進的な測定技術と定義する。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

3. 実証技術領域及び実証技術区分

環境省は、本実証事業において対象とする技術領域（実証技術領域）を設定し、実証対象技術を募集する。また、環境省は実証対象技術の申請状況に応じて、各領域のもとに実証技術区分を設置する。

4. データの活用

実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の環境保全効果等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。

5. 情報公開等に関する基本的考え方

環境省、技術実証運営・調査機関及び実証機関は、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。

環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体が実施する類似の環境関連の技術実証制度や認証制度等についての情報を随時収集し、ウェブサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度

についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努めることとする。

6. ISO 14034 への対応

環境省は、本事業の実施に当たって本要領を作成する。なお、第9章から第14章に定めた手順についてはISO 14034に準拠する。ISO 14034が改訂等された場合は、環境省は本要領の改訂を検討するものとする。

第1章 本事業の概要

1. 実証技術候補の公募及び登録審査

環境省は、本事業で実証技術候補の公募を行う。環境省との請負契約により本事業の運営事務局を担う事業者（以下、「技術実証運営・調査機関」という）は、技術実証を希望する環境技術の開発者、製造業者、販売者、代理人（以下、「実証申請者」という）からの申請を受け付ける。

申請のあった技術は、本事業の実施について検討及び議論を行う環境技術実証事業運営委員会（以下、「運営委員会」という）にて審査を行い、環境保全効果等が認められる技術については今後実証を行う可能性のある実証技術候補として、環境省が所有する実証申請者情報や技術概要を掲載したリスト（以下、「実証技術候補リスト」という）への登録を行う。

実証技術候補の公募の詳細及び選定の観点は第5章、実証技術候補リスト登録の詳細は第7章に示す。

2. 実証機関候補の公募及び登録審査

環境省は、本事業にて技術の実証（試験の実施、既存データの検証等）や実証報告書作成等を行う事業者（以下、「実証機関」という）の候補の公募を行う。技術実証運営・調査機関は、実証機関申請者からの申請を受け付ける。

申請のあった事業者は、運営委員会にて審査を行い、実証実施にあたり十分な能力を有する事業者については今後実証機関となる可能性のある事業者（以下、「実証機関候補」という）として、環境省が所有する申請者情報や会社概要等を掲載したリスト（以下、「実証機関候補リスト」という）への登録を行う。

実証機関候補の公募の詳細及び選定の観点は第6章、リスト登録の詳細は第7章に示す。

3. 実証可能性の検討と調整

技術実証運営・調査機関は、円滑で効果的・効率的な実証が行えるよう、実証技術候補リストに登録している技術の実証可能性について検討を行い、実証申請者と実証機関候補との調整を行う。

実証機関候補との調整により実証内容の検討を行った実証申請者は、技術実証を行うための申請書（以下、「技術実証申請書」という）を技術実証運営・調査機関に提出する。運営委員会は、技術実証申請書にもとづき、申請技術の詳細や実証方法を専門的な観点から検討し、実証技術として採択が可能であるか審査を行う。環境省は、採択可能であると判断された実証技術候補の中から実証技術を採択する。

実証申請者と実証機関候補との調整及び技術実証申請書の審査の詳細については第 8 章に示す。

4. 実証

実証機関は、環境省、技術実証運営・調査機関及び実証技術の申請者と相談及び調整を行い、実証計画の策定、技術の実証（試験の実施、既存データの検証等）、実証報告書の作成及びその他実証実施に必要な業務を行う。環境省は、実証機関から提出のあった実証報告書の承認を行い、実証技術の申請者に対しロゴマークを発行する。

実証計画案の策定の詳細は第 9 章、実証実施の詳細は第 10 章、実証報告書の作成については第 11 章、ロゴマークの発行については第 15 章に示す。

第2章 実証事業の実施体制

1. 環境省

環境省は実証事業全体の方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。環境省は実証事業に関して主に以下の事項を実施する。

- ・ 実証技術領域及び実証技術区分の設定
- ・ 技術実証運営・調査機関の選定
- ・ 実証技術候補の公募及び選定
- ・ 実証技術の承認
- ・ 試験方法の技術開発
- ・ 実証事業実施要領（以下「本実施要領」という。）の策定・改定
- ・ 実証機関候補の公募及び承認
- ・ 実証要領の承認
- ・ 実証報告書の承認
- ・ ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付
- ・ ウェブサイトによる実証結果等関連情報の公表

2. 技術実証運営・調査機関

（1）環境省は、技術実証運営・調査機関を設置することができる。ただし、必要に応じて、環境省が技術実証運営・調査機関となることができる。この場合、本実施要領の「技術実証運営・調査機関」を「環境省」に読み替える。

（2）技術実証運営・調査機関は、実証事業の運営に関して主に以下の事項を実施する。

- ・ 実証技術候補の公募及び選定補助
- ・ 選定された技術の実証技術候補リストへの登録
- ・ 実証機関候補の公募及び選定
- ・ 選定された機関の実証機関候補リストへの登録
- ・ 実証申請予定者への申請前相談対応
- ・ 実証対象技術の企業等からの申請の補助
- ・ 実証技術候補及び実証機関候補のリストの管理
- ・ 実証申請者と実証機関候補の調整業務
- ・ 運営委員会等の設置と運営
- ・ 実証機関の事業実施等の補助
- ・ 本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動
- ・ 実証技術領域及び実証技術区分の設定のための調査・検討
- ・ 本実施要領の改定案の作成

- ・ 実証要領策定又は改訂の補助（策定又は改訂が必要な場合）
- ・ ロゴマーク及び実証番号の交付事務並びに管理事務の補佐
- ・ 本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等
- ・ 事業の円滑な推進のために必要な調査等
- ・ （必要に応じて、環境省の同意を得て）試験方法の技術開発

（３）技術実証運営・調査機関は、実証申請予定者への相談対応を実施するとき、申請予定技術に対する十分な専門性を有する場合を除き、必要に応じて専門家に意見を求めることとする。

3. 環境技術実証事業運営委員会

（１）運営委員会を技術実証運営・調査機関に設置する。

（２）運営委員会は、有識者（学識経験者、ユーザー等）により構成され、実証対象技術に関し、公正中立な立場から議論を行う。

（３）運営委員会の会合は、原則として公開で開催する。ただし、議論の内容に企業秘密を含む場合等、非公開とすることが適切と判断される場合は、一部非公開とすることができる。

（４）運営委員会は、技術実証運営・調査機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

- ・ 実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価
- ・ 本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動
- ・ 本実施要領の改定案の作成
- ・ 実証要領策定又は改訂の補助（策定又は改訂が必要な場合）
- ・ 実証技術候補及び実証技術の選定補助
- ・ 実証機関候補の選定補助
- ・ 実証技術領域及び実証技術区分の設定の補助
- ・ 本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等
- ・ その他、事業の運営に係る事項

（５）事業実施のために、運営委員会に加えて、議論等を要する場合、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

4. 実証機関

（１）環境省は、実証技術ごとに実証機関を1機関選定する。なお、類似する案件の技術に対して1つの実証機関を選定することができる。

（２）実証機関は、実証要領案の作成・改訂（作成・改訂が必要な場合）、本事業の広報（環境省担当官からの指示があった場合）、実証手数料の詳細額の設定及び徴収、実証計画の策定、技術の実証（試験の実施、既存データの検証等）、

実証報告書（詳細版及び概要版）の作成、実証報告書の環境省への提出を行う。

（３）実証機関は、実証に当たり試験データを、再委託等により直接又は申請者を介し、他の試験機関に依頼をして取得することができる。その場合、試験が実施計画書通りに行われているかを確認する必要がある。

5. 技術実証検討会

（１）実証機関は、技術実証検討会を設置する。

（２）技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者（学識経験者及びユーザー等）により構成する。

（３）技術実証検討会は、実証機関が行う事務のうち、実証要領案の作成〔又は改訂（既存の技術区分のみ）〕、実証計画の策定、技術の実証（試験の実施、試験結果や既存データの評価等）、実証報告書の作成等について、実証機関に対し、専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、技術実証検討会は当該区分に関する専門的知見に基づき運営委員会を補佐する。

（４）効率的に実証を行うために必要な場合は、技術実証検討会の下に分科会を設置し、検討を行うことができる。

（５）技術実証検討会は、原則非公開とする。

6. 実証申請者

（１）実証申請者は、本実施要領の規定に従って、申請書の作成や実証への協力、実証報告書（詳細版及び概要版）の確認等を行う。

（２）実証申請者は、実証に要する試験費用を支払う。実証機関が実証に要する試験を実施する場合は、実証機関に試験費用を、原則、試験前に納める。

第3章 実証技術領域及び技術区分の設定

1. 実証技術領域の設定

環境省は、既に実用化されながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術から、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等も踏まえ、実証対象とする技術領域を定める。なお、現行の実証技術領域は、以下に示す6領域である。

現行の実証技術領域：

- ・ 水・土壌環境保全技術領域
- ・ 大気環境保全技術領域
- ・ 資源循環技術領域
- ・ 気候変動対策技術領域
- ・ 自然環境保全技術領域
- ・ 環境測定技術領域

2. 実証技術区分の設定

環境省は必要に応じ、領域毎に申請された実証対象技術を、実証技術区分に分類する。申請技術が既設の実証技術区分に属するときは、申請技術を既設の実証技術区分に分類する。既設の実証技術区分に該当しない技術は、類似する技術ごとに整理し、環境省が新たな実証技術区分の設定が必要であると判断したとき、環境省は、新たに実証技術区分を設定する。なお、実証技術区分の設定にあたっては、必要に応じ運営委員会の助言を得つつ、以下の観点をもとに定めることとする。

- (1) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術区分
- (2) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術区分（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術区分を除く。）
- (3) 実証が可能である技術区分
 - ① 予算、実施体制等の観点から技術実証が可能である技術区分
 - ② 実証要領が適切に策定可能である技術区分

既存の実証技術領域及び実証技術区分を別紙1に示す。

第4章 技術実証運営・調査機関の選定

1. 技術実証運営・調査機関の選定の手続

- (1) 環境省は、技術実証運営・調査機関を募集する。
- (2) 技術実証運営・調査機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2)の申請を受け、下記2.に示す選定の観点を検討し、技術実証運営・調査機関を選定する。
- (4) 環境省は、(3)で選定された技術実証運営・調査機関と委託又は請負契約を締結し、技術実証運営・調査機関は、本実施要領の規定に従い事業を行う。

2. 技術実証運営・調査機関の選定の観点

技術実証運営・調査機関の選定にあたっては、以下の観点を参考にしつつ、技術実証運営・調査機関に求める要件を明確にした上で、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

- (1) 技術実証運営・調査機関に対する姿勢
 - ・ 環境技術の普及のため、技術実証運営・調査機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること
- (2) 組織・体制
 - ・ 技術実証運営・調査機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
 - ・ 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
 - ・ JIS Q 9001 (ISO 9001)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること
 - ・ 構築した品質管理システムを文書化し実施すること
 - ・ 定期的な内部監査を実施すること
 - ・ 技術実証運営・調査機関業務にかかる記録の保持を実施すること
- (3) 技術的能力
 - ・ 環境技術分野全般に関する十分な実績・知見を持つ人員を有していること
 - ・ ISO 14034、関連する規格 JIS Q 17020(ISO/IEC 17020)及び JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) を十分に理解していること
- (4) 業務の実施方法等
 - ・ 業務の実施方法、実施計画が適正であること
- (5) 公平性の確保

- ・ 実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと
 - ・ 実証対象技術の審査及び実証機関が行う試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者により情報や対応が異なるような影響を及ぼすおそれがないこと
 - ・ 特定の実証機関及び実証申請者等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・ 特定の実証機関及び実証申請者等との利害関係により、実証機関の選定等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと
 - ・ 特定の実証申請者等との利害関係により、実証機関が行う試験の運用等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと
- (6) 独立性の確保
- ・ 技術実証運営・調査機関の責任者もしくは担当者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術を選定補助の対象としないこと
 - ・ 財務上の独立性があること
- (7) 機密保持
- ・ 技術実証運営・調査機関業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証機関及び実証申請者等により異なるおそれがないこと
- (8) 苦情及び異議申立て
- ・ 実証機関及び実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録及び是正処置を実施すること
- (9) 経理的基礎
- ・ 技術実証運営・調査機関としての役割を果たす十分な経理的基礎があること
 - ・ 定期的に会計監査を実施すること
- (10) 経費積算等の妥当性
- ・ 環境省が定める仕様に基づき、適正に技術実証運営・調査業務を行えるよう経費の積算がなされていること

第5章 実証技術候補の公募・選定

1. 実証技術候補の公募

- (1) 環境省は、実証を行う実証技術候補を募集する。
- (2) 環境省は実証対象技術の公募要領を定める。
- (3) 技術実証運営・調査機関は、環境省が実証技術候補を公募する際の補助を行う。実証申請者は、技術実証運営・調査機関に実証技術候補となるための申請書を提出することとする。
- (4) 実証申請者は、申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。技術紹介等の動画や画像を電子媒体で提出してもよい。
- (5) 実証申請書の内容は、別紙2の事項を最低限含むものとする。

2. 実証技術候補の選定手続

(1) 技術実証運営・調査機関は、申請された技術の中から、運営委員会の審査・助言を踏まえ、下記3. に示す選定の観点とともに、申請書の別紙2の事項の妥当性を審査し、環境省が所有する実証技術候補リストに登録する実証技術候補を選定し、環境省の承認を得ることとする。

(2) 技術実証運営・調査機関は、実証技術候補の選定結果について、全ての実証申請者（実証技術候補に選定されなかった技術の実証申請者も含む。）に通知する。なお、審査の結果、当該技術を登録の対象としないこととした場合には、当該実証申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。

3. 実証技術候補の選定の観点

環境省が実証する技術を選定するために、技術実証運営・調査機関は申請された技術について申請書類の確認、文献調査、実証申請者へのヒアリング等を通じて必要となる情報の収集等の技術調査を行う。その後、環境省は有識者から構成される運営委員会の審議内容を踏まえ、以下の観点から実証技術候補を選定する。

(1) 形式的要件

- ・ 申請内容に不備は無いか
- ・ 申請技術が環境技術に該当するか
- ・ 申請技術の性能を定量的に示すことができるか
- ・ 申請技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ・ 商業化段階にある技術か

(2) 実証可能性

- ・ 実証計画が適切に策定可能であるか

(3) 環境保全効果等

- 高い環境保全効果又は高い環境改善効果が見込まれるか
- 先進的な技術であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか

第6章 実証機関候補の公募・選定

1. 実証機関候補の公募

- (1) 環境省は、実証を行う実証機関候補を公募する。
- (2) 環境省は、実証機関候補の公募要領を定める。
- (3) 技術実証運営・調査機関は、環境省が実証機関候補を公募する際の補助を行う。実証機関となることを希望する事業者は、技術実証運営・調査機関に申請書を提出することとする。

2. 実証機関候補の選定手続

- (1) 技術実証運営・調査機関は、申請のあった事業者の中から、運営委員会の審査・助言を踏まえ、下記3. に示す選定の観点とともに、申請書の妥当性を審査し、環境省が所有する実証機関候補リストに登録する実証機関候補を選定し、環境省の承認を得ることとする。
- (2) 技術実証運営・調査機関は、実証機関候補の選定結果について、全ての事業者（実証機関候補に選定されなかった事業者も含む。）に通知する。なお、審査の結果、当該事業者を登録の対象としないこととした場合には、当該事業者への通知に際しその理由を明示するものとする。

3. 実証機関候補の選定の観点

環境省は、実証機関の選定に当たり、JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020)「適合性評価－検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」に準拠していることを以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。技術実証運営・調査機関は上記審査の補助を行う。

- (1) 組織・体制
 - ・ 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
 - ・ 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
 - ・ JIS Q 9001 (ISO 9001)「品質マネジメントシステム－要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること
 - ・ 構築した品質管理システムを文書化し実施すること
 - ・ 定期的な内部監査を実施すること
 - ・ 実証業務に係る記録の保持を実施すること
- (2) 技術的能力
 - ・ 実証技術領域又は区分に関する十分な実績を有していること
 - ・ 実証技術領域又は区分に関する十分や専門的知識を有する人員を有し

ていること

- ・ 試験を自ら行う場合は、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)の要求事項に従い、試験データを生成すること
- ・ 試験の一部又は全部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させる場合は、試験が実証計画に従い適切に実施されていることを監査する能力を有すること

(3) 公平性の確保

- ・ 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・ 特定の実証申請者等との利害関係により、試験の実施等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと
- ・ その他、実証機関が実証申請者等と商売上等の利害関係がある場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと

(4) 独立性の確保

- ・ 実証機関に属する者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと
- ・ 財務上の独立性があること

(5) 機密保持

- ・ 実証業務で知り得た技術情報等の機密保持を行うこと。また、機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと

(6) 苦情及び異議申立て

- ・ 実証申請者からの苦情及び異議申し立て等に対して、適切な処置、記録及び是正処置を実施すること

(7) 経理的基礎

- ・ 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎があること
- ・ 定期的に会計監査を実施すること

(8) JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020) への準拠

- ・ JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020) に準拠していることは、当該国際規格に関する専門家による研修を受講し、ISO/IEC 17020 の要求事項に沿った体制整備等に努めていることを確認することで代替することができる。

第7章 実証技術候補リスト及び実証機関候補リスト

1. 実証技術候補リストへの登録手続

- (1) 技術実証運営・調査機関は、運営委員会で審査を行った、今後実証する可能性のある技術について、申請情報を記載した実証技術候補リストを作成する。また、実証技術候補リストに記載されている申請情報のうち一般に公開可能な情報については、環境省ウェブサイトにおいて掲載する。また、実証技術候補リストは、運営委員会で審査を行った年度においてのみ有効なものとし、次年度に削除する。
- (2) 技術実証運営・調査機関は、運営委員会で新たに認められた実証技術候補の申請情報について、下記の項目を実証技術候補リストに登録する。
 - ・ 技術領域、技術区分
 - ・ 実証技術候補名
 - ・ 実証申請者の情報（申請者の会社名、会社所在地、担当者名、連絡先等）
 - ・ 実証技術候補の技術概要（ただし、実証技術候補リストに技術概要を登録する際には、一般に公開可能な情報と下記2. に示す実証機関候補にのみ公開可能な情報を区別して記載すること。また、長期間の試験を行う必要がある等実証期間が複数年度にわたる可能性のある場合はその旨を明記すること）

2. 実証機関候補リストへの登録手続

- (1) 技術実証運営・調査機関は、運営委員会で審査を行った、今後実証機関となる可能性のある事業者について、申請情報を記載した実証機関候補リストを作成する。また、実証機関候補リストに記載されている申請情報のうち一般に公開可能な情報については、環境省ウェブサイトにおいて掲載する。
- (2) 技術実証運営・調査機関は、運営委員会で新たに認められた実証機関候補について、下記の項目を実証機関候補リストに登録する。なお、実証機関候補は実証機関候補リストに登録する際に、秘密情報保持に関する誓約書を環境省に対して提出すること。
 - ・ 実証可能な技術領域、技術区分、技術
 - ・ 実証機関候補の情報（事業者の会社名、会社所在地、担当者名、連絡先等）
 - ・ 実証機関候補の概要
- (3) 技術実証運営・調査機関は、実証機関候補リストに記載されている実証機関候補の申請者に対し、年度毎に登録継続の可否、情報の変更の有無を確認し、実証機関候補リストに記載されている情報の更新を行う。

第8章 実証可能性の検討及び技術実証申請書の審査

1. 実証申請者と実証を行う実証機関の調整について

- (1) 技術実証運営・調査機関は、円滑で効果的・効率的な実証が行えるよう、実証技術候補リストに登録している技術の実証可能性について検討を行い、実証申請者と当該技術の実証機関となり得る実証機関候補との調整を行う。なお、原則として調整を行った実証機関候補が当該技術の実証機関となるものとし、調整を行う際には、秘密情報の漏洩に注意し、利益相反の観点から利害関係のある実証申請者と実証機関候補が接触することのないよう留意すること。
- (2) 技術実証運営・調査機関は、実証申請者と実証機関候補の調整期間を設けてこれを補助する。

2. 情報の提供と調整の手続

- (1) 技術実証運営・調査機関は、実証技術候補リスト及び実証機関候補リストに更新があった際には、各リストに登録されている実証申請者及び実証機関候補に対して一般公開可能な各リスト上の情報を提供する。
- (2) 実証機関候補リストに登録している実証機関候補は実証技術候補リストを参照し、自らの機関が実証可能と思われる実証技術候補の概要情報の共有の申し出を技術実証運営・調査機関に対して行う。
- (3) 技術実証運営・調査機関は、上記(2)によって実証機関候補から申し出があった場合に、一般公開していない情報も含めて実証技術候補リストに登録されている当該技術に係る情報を提供する。
- (4) 実証機関候補は、実証技術候補リストに登録されている情報及び第5章1.に記載の申請書を確認し、専門的な知見から実証可能性を検討し、実証申請者に対する助言、技術実証申請書作成の補助等を行う。
- (5) 技術実証運営・調査機関は、実証可能な実証機関候補が見つからない実証申請者について、技術的な相談、新たな実証機関候補の紹介、実証できる可能性のある事業者の実証機関候補への登録の支援等適切な補助を行う。

3. 申請と技術実証申請書の審査

- (1) 実証可能性の検討を行った実証申請者と実証機関候補は、技術実証申請書を技術実証運営・調査機関に提出する。なお、技術実証申請書は、実証申請者と実証機関候補の調整のうえ作成すること。
- (2) 運営委員会は、技術実証申請書にもとづき、申請技術の実証可能性を以下の観点から専門的な知見をもとに検討し、実証技術及び実証機関として採

採択が可能であるか審査を行う。

- ・ 実証計画が適切に策定可能であるか
- ・ 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ・ 環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること
- ・ 手数料予定額が、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること

(3) 環境省は、採択可能であると判断された実証技術候補の中から実証技術を採択する。

(4) 実証技術の採択により実証機関となった事業者は、実証計画の策定及び実証実施にあたり環境省と請負契約を締結する。

第9章 実証計画の策定

1. 実証機関は、実証計画の策定に先立ち、実証申請者と協議の上、実証対象技術の実証項目を決定することとする。実証項目の決定にあたっては、以下の事項を検討することとする。

- ・ 実証項目は、当該技術の性能及び環境改善効果又は環境保全効果、環境に関する測定技術の実証に関連し、適切なものであること
- ・ 実証項目は、試験等によって定量的に実証できるものであること
- ・ 実証する性能（原則、性能を示す値）は、原則的に技術の実使用条件下における性能であること
- ・ 実証項目の試験方法は、科学的知見を記載した文献（国際規格や日本産業標準規格、妥当性評価が行われた方法等）との整合性が取れるものであること

2. 実証機関は、詳細な試験条件等を規定するための実証計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証計画についての意見を述べることができることとする。実証計画には、別紙3の事項を最低限含むものとする。なお、実証対象技術が既存の実証技術区分に属するとき、実証計画は実証要領に基づいて作成することとする。

3. 実証申請者は、実証機関に対し、実証計画の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。

4. 2.において、実証計画を実証要領に基づいて作成するとき、ある実証対象技術について、当該実証対象技術の特徴により当該実証要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる等、当該実証対象技術に適用される実証要領に従っては、当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

5. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な試験の一部又は全部を、実証申請者が提出したデータを活用し、実証を行うことができる。

- ・ 実証計画に試験を省略する範囲が明記されていること

- ・ 当該データが ISO/IEC 17025 の要求事項に従って作成及び報告されたデータであることが確認でき、且つ技術実証検討会で妥当性が確認されたデータであること

第10章 実証

1. 実証機関は、実証に当たり、各実証対象技術について、第9章5. で申請者より提出された既存のデータ以外の追加試験データが必要である場合、実証計画に基づき、試験を行う。

2. 実証機関又は実証機関が再委託等を行う試験機関が試験を行う場合、実証機関は試験の開始前に、実証対象技術ごとに当該試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知し、実証申請者は手数料徴収計画書に基づき、実証機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。

3. 実証機関は、必要に応じ、再委託等により直接又は申請者を介し、試験の一部又は全部を、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において試験が実証要領及び実証計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

4. やむを得ない理由により実証が完了できないと見込まれる場合、又は実証途中における実証計画の変更等により実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、あらかじめ実証申請者と協議し、環境省の承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。

5. 実証機関は、1. 及び第9章5. の試験データに対して、実証計画で規定した実証項目と実証する性能(原則、性能を示す値)を考慮して評価を行う。

6. 実証申請者は、実証項目の追加等により想定を大きく超える費用を要することになった場合等、正当な理由がある場合、申請を取り下げることができる。その際、実証申請者は、別紙4の「実証辞退届」を技術実証運営・調査機関を通して環境省に提出する。その際の手数料の扱いは、4. と同様とする。

7. 環境省は技術の使用に当たり安全面で著しい悪影響が出ると判断される場合は、実証を中止することができる。その際の手数料の扱いは、4. と同様とする。

8. 環境省は、申請を取り下げた旨及び実証を中止した旨を公表する。

第 1 1 章 実証報告書の作成

1. 実証機関は、実証報告書の原案を作成し、技術実証検討会の検討・助言及び実証申請者による確認を踏まえ、実証報告書を取りまとめる。実証報告書は、実証計画書に準拠したものであり、別紙 5 の事項を最低限含むものとし、記載の様式は別紙 6 に示す作成要領に準じること。

2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を記載する場合は、本事業による情報でないことを明記し、読者が実証による情報とそうでない情報とを混同しないよう十分に留意することとする。

3. 実証機関は、実証報告書を環境省に提出し、承認を得ることとする。実証報告書の承認にあたって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べることができる。

4. 環境省は、実証報告書を承認した場合は、技術実証運営・調査機関及び実証機関に通知する。実証機関は、承認を得た実証報告書について、実証申請者へ通知する。なお、環境省は、実証報告書を承認した後、技術実証運営・調査機関を通じ、速やかに、第 1 5 章に規定するロゴマーク及び実証番号を実証申請者に交付する。

5. 実証申請者が、第 1 5 章に規定するロゴマーク及び実証番号の英語版を得る場合は、4. にて承認が得られた実証報告書（第 1 2 章に規定する実証報告書概要版も含む）の英語版を作成し、翻訳の確からしさを証明する書類等を含め、実証機関などによる確認が得られた後、技術実証運営・調査機関を通して、環境省に提出する。環境省は、確認の上、技術実証運営・調査機関を通じ、速やかに、第 1 5 章に規定する共通ロゴマーク（英語版）を実証申請者に交付する。その際、実証報告書の英語版の作成に関する費用は、実証申請者の負担とする。

6. 環境省は、4. 及び 5. の全ての実証報告書（詳細版及び概要版）について、実証結果の如何を問わず、第 1 4 章の規定によりウェブサイト公開する。

7. 実証申請者は、実証報告書概要版の一部のみを使用をすることはできない。

8. 実証申請者は、製造委託などにより、同一規格製品（OEM 製品）^{*1}として、実証済の技術と異なる名称及び実証申請者と異なる事業者によって実証報告書

を使用する場合は、別紙7の「同一規格製品（OEM製品）に関する申請書」及び「実証した技術・製品とOEM製品と性能が同一であることを示す書類」により環境省の承認を得ることとする。

※1 同一規格製品とは、製造委託などにより、性能は全く同じであるが、異なる技術名称で、異なる事業者によって販売される製品をいう。同一規格製品をOEM製品 [Original Equipment Manufacturing (Manufacturer) の略] といふ。

第12章 実証報告書概要版の作成

1. 実証機関は、実証報告書全体の内容をまとめた概要版を作成し、環境省の承認を得ることとする。この間の手続に関しては、第11章1. 及び2. を準用する。また、実証報告書概要版は、別紙5の事項を最低限含むものとする。

2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、本事業による情報でないことを明記し、実証による情報と混在しないよう十分に留意することとする。

3. 環境省は、実証機関から提出された実証報告書概要版を踏まえ、環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連する技術区分を周知し、積極的な購入・導入を促すことを目的として、前年度に実証された技術（製品）について、その環境保全効果等を試験した結果の概要を第14章の規定によりウェブサイト公開する。

第13章 実証要領の策定又は改訂

1. 実証要領案の作成

実証機関は、新たに設定された実証技術区分に対して、類似の実証が複数回行われる等、有用性が一定程度認められる場合、実証要領案を作成する。実証要領は本要領に基づく文書とし、実証機関は別紙8「実証要領の構成例」を参考に、技術実証検討会の検討・助言を踏まえて実証要領案を作成し、技術実証運営・調査機関に提出するものとする。別紙8の構成例に示した構成以外に実証技術区分に特有の記載が必要である場合、別紙8の構成を変更してもよいこととする。なお、実証事業の円滑な実施に当たり、一つの実証技術区分に対し、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証要領案の作成を行うことができる。

また、実証機関は、第17章に規定する実証申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証要領案の中で提示する。

2. 実証要領の策定

技術実証運営・調査機関は、実証機関から実証要領案の提出があった場合には、必要に応じて運営委員会の検討・助言を踏まえ、内容の審査を行い、本要領の内容に照らして適切なものである場合には、環境省に報告する。

技術実証運営・調査機関は、実証要領の策定を行った場合には、実証機関に対し通知するとともに、適切な方法で周知を図る。

なお、実証要領の策定は、必要に応じて実施することとする。

3. 実証要領の改訂

環境省及び技術実証運営・調査機関は、既存の全ての実証要領を対象とし、試験実施結果及び科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて、次年度の実証要領の改訂を行うものとする。この場合においては、1. 及び2. の手続を準用する。

第14章 実証結果等の公開

1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。

2. 環境省は、実施要領、実証要領、実証報告書及び実証報告書概要版をウェブサイトに掲載する他、一般公開可能な実証技術候補リスト及び実証機関候補リストの情報を公開し、また実証機関・技術の公募・募集情報等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。

3. 技術実証運営・調査機関は、ウェブサイトの構築に必要なコンテンツ作成等を行う。

4. 実証申請者は、実証された技術に変更が加えられた場合は、その全てを書面で実証機関及び環境省に伝えることとする。実証申請者から提供された情報に基づき、実証機関及び環境省は、その変更の影響と実証報告書の有効性について判断することとする。

5. 実証申請者は、実証結果等の公開後、実証された技術の販売が終了した場合等の理由により、公開されている実証結果等の削除を希望する場合は、技術実証運営・調査機関を通して、環境省に伝えることとする。環境省は、確認のうえ、公開されている実証結果等の削除を行うこととする。

第15章 ロゴマーク等の使用

1. ロゴマークの目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙9に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）として定める。

2. ロゴマークの構成

(1) ロゴマークは、別紙9に示すとおり、全実証技術領域に共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）、英語版として全実証技術領域に共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク（英語版）」という。）及び共通ロゴマークに実証技術領域又は実証技術区分ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。

(2) 個別ロゴマークに記載する実証技術領域又は実証技術区分ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、実証技術領域又は実証技術区分ごとに統一することとする。技術実証運営・調査機関は、運営委員会の検討・助言を踏まえ案を作成し、環境省が決定する。

3. ロゴマークの使用

(1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク、共通ロゴマーク（英語版）又は個別ロゴマークとする。ロゴマークのデザインを別紙9に示す。

(2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に当たっては、環境省、技術実証運営・調査機関及び実証機関への届出や承認等は特に必要としない。

- ・ 実証申請者が本事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること
- ・ 実証申請者が実証済の技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
- ・ 技術実証運営・調査機関及び実証機関等が、本事業の関連機関として選定されている（又は選定されていた）ことの証明として使用すること
- ・ 実証済技術を導入した者が、本事業において実証された技術を使用していることの証明として使用すること

(3) 上記(2)以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省と協議することとする。

(4) 実証申請者は、製造委託などにより、同一規格製品（OEM製品）として、

実証済の技術と異なる名称及び実証申請者と異なる事業者によってロゴマークを使用する場合は、別紙7の「同一規格製品（OEM製品）に関する申請書」及び「実証した技術・製品とOEM製品と性能が同一であることを示す書類」により環境省の承認を得ることとする。

(5) 実証申請者は、第14章の5.に規定する実証結果等の削除がされた場合は、別紙9に示す共通ロゴマーク及び個別ロゴマーク（第11章の5.に規定する実証報告書の英語版を作成した場合は、共通ロゴマーク（英語版）を含む）を使用することができない。

4. 表示方法

(1) ロゴマークの表示方法

- ① 共通ロゴマークの配色は別紙10に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。
- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）へのホットリンクとすることが望ましい。

(2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等が保証・認証・認可等を受けたと理解される可能性が少しでもある状況でロゴマークを使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

5. 改善等の指示

(1) 技術実証運営・調査機関は、実証済技術の使用状況をウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行う。

(2) 環境省は、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者が、本実施要領を

遵守せず、また、環境技術実証事業の信用を損ねるなど悪質な行為の恐れがあり、注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合、技術実証運営・調査機関の協力を得ながら、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者に対して、以下の措置を講じることができる。

- ① ロゴマーク及び実証報告書の使用を直ちに中止させる。
- ② ロゴマーク及び実証報告書の公表等を直ちに中止する。

6. 経過措置

本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

第16章 知的財産の扱い

1. 環境省、技術実証運営・調査機関及び実証機関は、実証を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を環境省、技術実証運営・調査機関及び実証機関に提供するに際し、守秘義務を締結するよう要請することができる。

2. 実証の成果により、試験方法に関して新たに産業技術力強化法第17条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないこととする。その場合、当該特許権等の扱いについて、技術実証運営・調査機関及び実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。

3. 本事業の実施により作成される実証要領及び実証報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第17章 費用分担

1. 原則として、実証対象技術の試験実施場所への持込み・設置、現場で試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用等、試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担する。実証対象技術の申請前相談、実証計画の策定、技術実証検討会の運営、報告書作成等に係る費用は環境省の負担とする。

なお、実証機関は、必要に応じ、試験実施に係る実費に一般管理費を含めることができる。

2. 費用負担の詳細については、下表に定める。

表 事業工程ごとの各作業の分担（実施と費用負担）

事業工程	詳細作業	実施者	費用負担者
実証対象技術の 公募（登録及び選定） ・審査	申請の手續きに係る相談	技術実証運営・ 調査機関	国
	公募・審査の作業	技術実証運営・ 調査機関	国
	運営委員会運営	技術実証運営・ 調査機関	国
	申請書等作成	申請者	申請者
実証計画の策定	実証計画案作成	実証機関	国
	技術実証検討会運営	実証機関	国
	技術実証検討会への出席	申請者	申請者
実証実施	既存データの検証 （追加試験等）	実証機関	申請者
	検討会の視察の準備	実証機関・申請者	申請者
	試験実施場所の借用	実証機関・申請者	申請者
	装置搬入・設置	申請者	申請者
	装置運転・維持管理	実証機関・申請者	申請者
	測定・分析等	実証機関	申請者
	試験に伴う消耗品	—	申請者
	出張旅費（実証機関）	実証機関	申請者
	出張旅費（申請者）	申請者	申請者
装置撤去・搬出	申請者	申請者	
報告書作成	報告書案の作成作業	実証機関	国
	技術実証検討会運営	実証機関	国
	報告書の英語版の作成作業	実証機関・申請者	申請者

第18章 免責事項

1. 本事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関及びその他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。

2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関及びその他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。

3. 実証報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関及びその他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。

4. 実証対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証報告書のデータは適用されない。

5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関及びその他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。

第19章 事業成果の評価と次年度以降の事業への反映

環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の成果について、技術実証運営・調査機関が開催する運営委員会での評価を踏まえ、次年度以降の事業に反映する。また、実証成果の把握のため、実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。

第20章 その他

技術実証運営・調査機関、実証機関及び実証申請者は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。

附 則 （適用期日、移行措置等）

本実施要領は令和 7 年 3 月 25 日から適用する。

(別紙 1) 実証申請技術の分類表

<p>実証技術領域 〔 実証技術の例 〕</p>	<p>既存の実証技術区分</p>
<p>① 水・土壌環境保全技術領域</p> <p>〔 水質汚染対策技術 土壌汚染対策・浄化技術 等 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然地域トイレし尿処理技術区分 ● 有機性排水処理技術区分 ● 閉鎖性海域の水環境改善技術区分 ● 湖沼等水質浄化技術区分 ● 非金属元素排水処理技術区分 (ほう素等排水処理技術)
<p>② 大気環境保全技術領域</p> <p>〔 大気汚染対策技術 (排ガス、ダイオキシン類、 有害物質等)</p> <p>生活環境保全技術 (騒音・振動防止、光害対策、 悪臭対策、大気排熱抑制) 等 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸化エチレン処理技術区分 ● ヒートアイランド対策技術区分 (建築物外皮による空調負荷低減 等技術) ● ヒートアイランド対策技術区分 (空冷室外機から発生する顕熱抑 制技術) ● VOC 処理技術区分(中小企業向け VOC 処理技術) ● VOC 処理技術区分(ジクロロメタ ン等有機塩素系脱脂剤処理技術)
<p>③ 資源循環技術領域</p> <p>〔 リサイクルに関する技術 等 〕</p>	
<p>④ 気候変動対策技術領域</p> <p>〔 気候変動対策技術 等 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小水力発電技術区分 ● 地中熱利用システム技術区分 ● 地球温暖化対策技術区分 (照明用 エネルギー低減技術) ● ヒートアイランド対策技術区分 (IT 機器等グリーン化技術)

<p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">自然環境保全技術領域</p> <p style="text-align: center;">〔 生物多様性確保技術 外来種対策技術 等 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然地域トイレし尿処理技術区分 ● 閉鎖性海域の水環境改善技術区分 ● 湖沼等水質浄化技術区分
<p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;">環境測定技術領域</p> <p style="text-align: center;">〔 環境測定技術 等 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● VOC 等簡易測定技術区分 ● 化学物質に関する簡易モニタリング技術区分

(別紙 2) 実証技術候補の申請書に記載する事項

1. 実証申請者及び実証申請技術に係る情報
2. 実証申請技術に関する内容
 - 1) 技術の領域
 - 2) 申請技術の概要
 - ①目的
 - ②原理
 - ③仕様
 - ④技術の特徴
 - ⑤技術・製品の運転条件、使用条件、安全性に関する情報、運転や使用に当たり必要とされる措置等の情報
 - ⑥申請技術・製品の納入実績
 - 3) 環境技術であることの各種情報
 - ①申請技術がもたらす環境保全・改善効果
 - ②申請技術がもたらす副次的な環境影響
 - ③類似する技術の情報並びにそれらと比較した新規性・先進性について
 - ④申請技術に関係する国内外の法令や規制等の情報
 - ⑤本技術で想定される利害関係者や既存の特許権等の情報
3. 実証のための情報（試験提案書の作成）
 - ①試験の方法と条件
 - ②試験の実施場所
 - ③実証項目
 - ④実証項目の分析や測定を行った試験機関の名称及び ISO/IEC17025 認定の取得の有無（既存データを用いた申請の場合に記載）
 - ⑤試験に係るコスト概算
4. 商業化に当たり実施した試験の情報

(別紙3) 実証計画に記載する事項

1. 実証機関に関する情報（名称、所在地等）
2. 実証申請者に関する情報（名称、所在地等）
3. 実証計画の発行日等、計画を特定する情報
4. 技術に関する情報（目的とする環境保全・改善効果、装置の原理や構造、技術の特徴含む。）
5. 実証項目、実証する性能（原則、性能を示す値）、測定方法（表にまとめると良い。）
6. 実証の詳細な手順及び専門的観点からの留意点の明記
7. 試験データに関する要求事項の規定（品質、試験条件等を含む。）
8. 試験データの品質を担保する情報

(別紙4) 実証辞退届

令和 年 月 日

環境技術実証事業技術実証運営・調査機関 御中

〇〇〇〇 (会社名)

代表取締役 □□□□ (代表者名)

実証辞退届

以下の理由により、令和〇年度環境技術実証事業の実証を辞退いたします。

(1) 実証を辞退する実証技術

技術領域・技術区分	
実証技術名	
実証機関	

(2) 辞退理由

--

所属部署：

担当者名：

TEL：

E-mail：

(別紙5) 実証報告書及び実証報告書概要版に記載する事項

1. 実証報告書に記載する事項

- 1) 実証機関に関する情報（名称、所在地等）※
- 2) 実証申請者に関する情報（名称、所在地等）※
- 3) ロゴマーク及びその発行日※
- 4) 実証期間（試験期間等の情報）※
- 5) 技術に関する情報（目的とする環境保全・改善効果、特徴等）※
- 6) 試験結果
- 7) 試験結果に基づく実証結果（実証項目の数値、試験条件等を含む。）
- 8) 実証結果に関する考察※
- 9) 実証機関が取得している認定等※
- 10) 参考情報※

注1) 8) について、性能を示す値を満たしたかどうか、満たさない場合にはその理由を考察して記載する。

2. 実証報告書概要版に記載する事項（※を含む）

実証報告書に記載する※が付いた項目を記載する。ただし、6) についてはユーザーに伝えるべき重要な情報を選定して記載する。また、適宜、要旨を記載するようにする。9) については実証機関が取得済みの認証等に関する周辺情報を記載する。

(別紙 6) 実証報告書作成要領 Ver.3.2

令和 7 年 3 月 25 日

本実証報告書作成要領は、各技術分野又は技術区分の実証要領に記載されている実証報告書の作成について、各項目に関して具体的な例を交えて記載方針についてまとめたものである。実証報告書作成の際に、参考情報として活用いただきたい。

実証報告書作成要領の項目

I 実証報告書作成の観点及び留意点

- 1 作成の観点
- 2 編集上の留意点

II 実証報告書概要版の作成

- 1 実証対象技術の概要（目的とする環境改善・保全効果、特徴等）
- 2 実証の概要
- 3 過去に調査した試験データの活用を検討（必要な場合）
- 4 実証結果と考察
- 5 参考情報

III 実証報告書（詳細版）の作成

- 1 実証の概要と目的
- 2 実証内容
 - 1) 実証の内容、方針、実証項目等
 - 2) 実証参加組織と実証参加者の責任分掌
 - 3) 実証対象技術(機器等)の概要（目的とする環境効果、特徴等）
 - 4) 試験(場所、機関又はその他の条件)等の概要
- 3 過去に調査した試験データの活用を検討(必要な場合)
- 4 試験結果
- 5 試験結果に基づく実証結果
- 6 実証結果に関する考察

付録： 専門用語集、品質管理に関する事項等の情報(必要な場合)

資料編：野帳、データシートの写し、写真集等

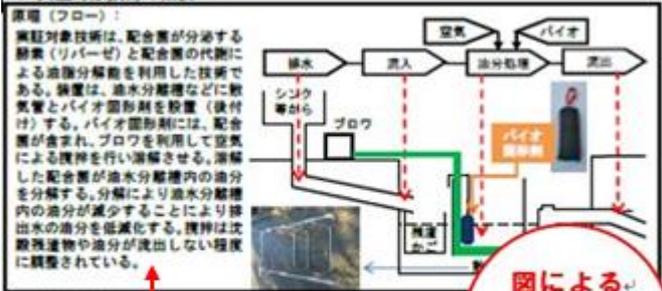
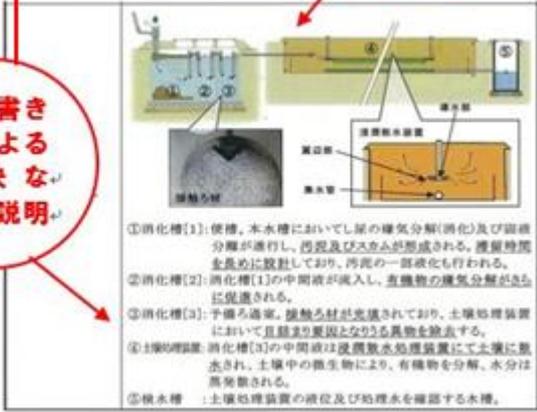
I 実証報告書作成の観点及び留意点

項目	区分	記載要領	記載例
1. 作成 の観 点	必 須	<p>①客観性の確保</p> <p>実証報告書は、実証申請者にとって「第三者実証」の趣旨を十分に体現した内容とする。</p> <p>技術の PR に自由度の確保は必要だが、実証報告書に記載する項目は、試験結果等から客観的に導かれる事項に限り、客観性や裏付けのない事項を記載するなど、誇張を迫認するようなことがないように留意する。</p>	
2. 編集 上の 留意 点	必 須	<p>①実証報告書頁数</p> <p>実証報告書頁数は、本文を最大 50 頁以内程度で作成し、必要な詳細データは参考資料として巻末に添付することとする。</p>	
2. 編集 上の	必 須	<p>②ヘッダ</p> <p>全ページのヘッダに以下の情報を記</p>	<p><ヘッダ></p>  <p>環境技術 実証事業 ETV 環境省 http://www.env.go.jp/policy/etv/</p>

項目	区分	記載要領	記載例
留意点 (続き)		<p>載する。</p> <p>(1) ETV 共通ロゴマーク</p> <p>実証報告書作成段階で ETV 共通ロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておくことで問題ない。</p> <p>(2) ETV 共通ロゴマークの発行日</p> <p>(3) 実証番号</p> <p>(4) 実証技術領域名</p> <p>(5) 実証技術区分名</p> <p>(6) 実証実施年度</p> <p>(7) 実証申請者名</p> <p>(8) 実証対象技術名</p>	 <p>環境技術 実証事業</p> <p>ETV 環境省</p> <p>http://www.env.go.jp/policy/etv/</p>
2. 編集上の留意点 (続き)	必須	<p>③図表等の掲載について</p> <p>掲載する図表等については、本文との対応箇所を明確にし、原則としてコメントを入れること</p>	

項目	区分	記載要領	記載例
2. 編集上の留意点 (続き)	推奨	<p>④目次</p> <p>目次は、読み手が記載場所を認識できるように、実証対象技術ごとの特性・事情を踏まえつつ、大項目に関して以下の構成で揃える。</p> <p>なお、大項目以降(3.1、3.2、・・・等)については、実証対象技術や実証の特性に応じて、より理解しやすいと考えられる構成とする。右に、目次の大項目の例を示す。</p>	<p><目次></p> <p>注)あくまで記載例であり目次項目を限定するものではない。</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>■全体概要 ----- 1</p> <p>1. 実証対象技術の概要</p> <p>2. 実証の概要</p> <p>3. 過去に調査した試験データの活用の検討</p> <p>4. 実証結果と考察</p> <p>5. 参考情報</p> <p>■本編 ----- 6</p> <p>1. 実証の概要と目的</p> <p>2. 実証内容</p> <p>2.1 実証の内容、方針、実証項目等</p> <p>2.2 実証参加組織と実証参加者の責任分掌</p> <p>2.3 実証対象技術(機器等)の概要</p> <p>2.4 試験(場所、機関またはその他の条件)等の概要</p> <p>3. 過去に調査した試験データの活用の検討</p> <p>4. 試験結果</p> <p>4.1 監視項目</p> <p>4.2 水質等実証項目</p> <p>4.3 運転及び維持管理実証項目</p> <p>4.4 異常値についての報告</p> <p>5. 試験結果に基づく実証結果</p> <p>6. 実証結果に関する考察</p> <p>■付録 ----- 45</p> <p>1. 専門用語集</p> <p>2. データの品質管理</p> <p>3. 品質管理システムの監査</p> <p>■資料編 ----- 50</p> <p>1. 試験データの詳細</p> <p>2. 写真集</p> <p>試験特性に応じた項目の変更、追加、細分化は妨げない。</p>

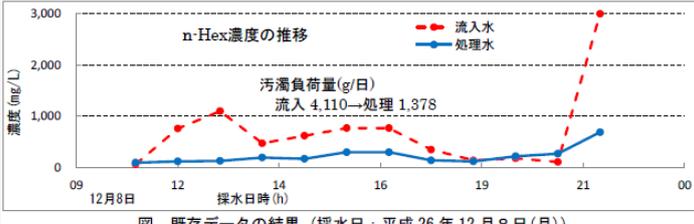
II 実証報告書概要版の作成

項目	区分	記載要領	記載例
1. 実証対象技術の概要	必須	<p>① 技術の目的</p> <p>② 原理、機器構成、仕様等</p> <p>実証対象技術の概要は、原理、機器構成、仕様等も記載する。読み手が視覚的に理解できるよう、システム図、フロー図、製品現物・試験設備の写真等を掲載するなど配慮すること。</p> <p>システム図及びフロー図の掲載が困難な商品等は、その寸法等がわかるよう工夫した写真を掲載する。</p>	<p><原理の表記 例></p> <p>上図：有機性排水処理技術 下図：自然地域トイレし尿処理技術</p> <p>1. 実証対象技術の概要</p> <p>原理（フロー）： 実証対象技術は、配合剤が分解する酵素（リパーゼ）と配合剤の代謝による油分解酵素を利用した技術である。装置は、油水分離槽などに酸素管とバイオ菌剤を設置（後付け）する。バイオ菌剤には、配合剤が含まれ、プロフを利用して空気による攪拌を行い溶解させる。溶解した配合剤が油水分離槽内の油分を分解する。分解により油水分離槽内の油分が減少することにより排水の油分を低減化する。攪拌は沈殿残渣物や油分が流出しない程度に調整されている。</p>  <p>図による仕組みの説明</p>  <p>箇条書き等による明快な原理説明</p> <p>①消化槽[1]: 便槽、本水槽において尿の嫌気分解(消化)及び固液分離が進行し、汚泥及びスカムが形成される。産生時間を長めに設定しており、汚泥の一部酸化も行われる。</p> <p>②消化槽[2]: 消化槽[1]の中間液が流入し、有機物の嫌気分解が促進される。</p> <p>③消化槽[3]: 予備ろ過室、接触ろ材が充填されており、土壌処理装置において且詰まり原因となる異物を除去する。</p> <p>④土壌処理装置: 消化槽[3]の中間液は接触ろ過室にて土壌に接触され、土壌中の微生物により、有機物を分解、水分は蒸発される。</p> <p>⑤積水槽: 土壌処理装置の液位及び処理水を確認する水槽。</p>

項目	区分	記載要領	記載例
1. 実証対象技術の概要 (続き)	必須	<p>③ 技術の特徴(メリット)等 実証対象技術を導入するメリットや特徴を実証報告書の冒頭に記載し、実証する、という記載方法は読み手にとってわかりやすい。記載したメリット(特徴)が実証範囲内の場合は、実証申請者の主張をそのまま掲載するのではなく、実証機関や技術実証検討会等の知見をもとにある程度の整理を行ってよい。一方、記載したメリット(特徴)が試験の対象外だった場合には、以下のいずれかの対応を検討する。</p> <p>(1) 「実証申請者が申請した内容」と「実証結果」を明確に分けて記載することが可能な場合</p>	<p><実証対象技術のメリットの表記 例> (照明用エネルギー低減技術(反射板・拡散板等))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【技術の特徴・セールスポイント】 従来器具(FLR40×2 灯用)と比較して省エネ、省資源の照明器具である。従来器具幅よりも少し大きくすることにより、天井面の従来器具跡を被い隠すことができる。</p> </div>

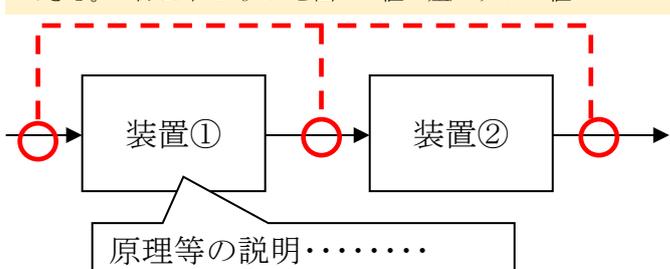
項目	区分	記載要領	記載例							
		<p>は、「実証申請者が申請した内容」と「実証結果」を明確に区分した目次構成等を検討する。</p> <p>「実証申請者が申請した内容」と「実証結果」の明確な区分が困難である場合は、その旨をただし書きしたうえで記載する。</p> <p>(2) 実証の対象外の内容に対し、「以下の情報は、環境技術開発者が自らの責任において申請した内容及びその情報を引用したものです。」との注釈等を付す。いずれの場合でも、誇大な表現にならないよう留意する。</p>								
1. 実証対象技術の概要	必須	<p>④設置条件、コスト等</p> <p>当該技術を設置・導入する時に必要な設置条件やコストにつ</p>	<p><設置条件 例></p> <p>(照明用エネルギー低減技術 (反射板・拡散板等))</p> <table border="1" data-bbox="630 1765 1374 1890"> <tr> <td data-bbox="630 1765 667 1890" rowspan="3">設置条件</td> <td data-bbox="667 1765 810 1809">対応する室内環境</td> <td data-bbox="810 1765 1374 1809">5~35℃の範囲で使用ください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1809 810 1839">施工上の留意点</td> <td data-bbox="810 1809 1374 1839">定格電源電圧 100~254Vで使用してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1839 810 1890">その他設置場所等の制約条件</td> <td data-bbox="810 1839 1374 1890">水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。</td> </tr> </table>	設置条件	対応する室内環境	5~35℃の範囲で使用ください。	施工上の留意点	定格電源電圧 100~254Vで使用してください。	その他設置場所等の制約条件	水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。
設置条件	対応する室内環境	5~35℃の範囲で使用ください。								
	施工上の留意点	定格電源電圧 100~254Vで使用してください。								
	その他設置場所等の制約条件	水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。								

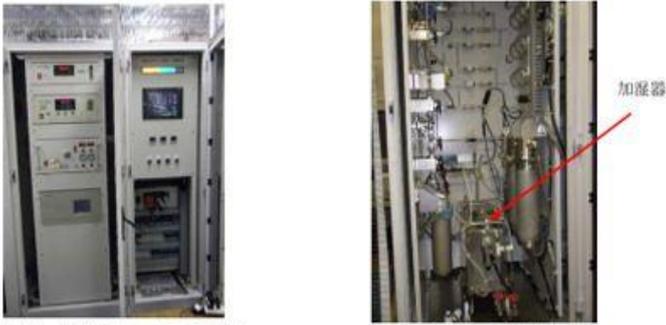
項目	区分	記載要領	記載例																																																	
(続き)		<p>いての情報は、ユーザーが設置・導入しようとする時の前提条件としてきわめて重要であるため、可能な限り(参考情報)に具体的に記載してもらうよう、実証申請者に働きかける。</p> <p>コストとは、設置コスト、維持管理コスト、運転コスト等を言うが、技術の特性により適宜選択する。例えば、塗料等の場合は価格、機器類であれば電気代、油脂費、燃料費が運転費に当たる。</p>	<p>(ヒートアイランド対策技術(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム))</p> <table border="1"> <tr> <td>設置条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、冷暖房出力約50kWに対して最大水量が80ℓ/min程度) 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。 </td> </tr> </table> <p><コスト情報> (閉鎖性海域における水環境改善技術分野)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費目</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コスト概算(円)</td> <td>底泥浚渫工</td> <td colspan="3">(合計) 14,689,600円</td> </tr> <tr> <td>浚渫脱水処理工</td> <td colspan="3">(計) 12,709,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湖沼の面積 2,200m²</td> <td>プラント搬入組立・解体搬出費</td> <td>570,000</td> <td>1式</td> <td>570,000円</td> </tr> <tr> <td>浚渫装置運転(機械、電源費)</td> <td>86,380</td> <td>70日</td> <td>6,046,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">底質の厚さ 0.20m と設定した場合</td> <td>浚渫工(労務費4人、諸雑費)</td> <td>17,600</td> <td>70日</td> <td>5,103,000円</td> </tr> <tr> <td>脱水土運搬(10t ユニック車)</td> <td>55,000</td> <td>18台</td> <td>990,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消耗品費</td> <td colspan="3">(計) 1,980,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無機系凝集剤</td> <td>1,200</td> <td>1,650kg</td> <td>1,980,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理対象1m³あたり(面積2,200m²×底質厚0.20m=440m³)</td> <td colspan="3">33,385円</td> </tr> </tbody> </table>	設置条件	<ul style="list-style-type: none"> 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、冷暖房出力約50kWに対して最大水量が80ℓ/min程度) 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。 		費目	単価	数量	計	コスト概算(円)	底泥浚渫工	(合計) 14,689,600円			浚渫脱水処理工	(計) 12,709,600円			湖沼の面積 2,200m ²	プラント搬入組立・解体搬出費	570,000	1式	570,000円	浚渫装置運転(機械、電源費)	86,380	70日	6,046,600円	底質の厚さ 0.20m と設定した場合	浚渫工(労務費4人、諸雑費)	17,600	70日	5,103,000円	脱水土運搬(10t ユニック車)	55,000	18台	990,000円		消耗品費	(計) 1,980,000円				無機系凝集剤	1,200	1,650kg	1,980,000円		処理対象1m ³ あたり(面積2,200m ² ×底質厚0.20m=440m ³)	33,385円		
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、冷暖房出力約50kWに対して最大水量が80ℓ/min程度) 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。 																																																			
	費目	単価	数量	計																																																
コスト概算(円)	底泥浚渫工	(合計) 14,689,600円																																																		
	浚渫脱水処理工	(計) 12,709,600円																																																		
湖沼の面積 2,200m ²	プラント搬入組立・解体搬出費	570,000	1式	570,000円																																																
	浚渫装置運転(機械、電源費)	86,380	70日	6,046,600円																																																
底質の厚さ 0.20m と設定した場合	浚渫工(労務費4人、諸雑費)	17,600	70日	5,103,000円																																																
	脱水土運搬(10t ユニック車)	55,000	18台	990,000円																																																
	消耗品費	(計) 1,980,000円																																																		
	無機系凝集剤	1,200	1,650kg	1,980,000円																																																
	処理対象1m ³ あたり(面積2,200m ² ×底質厚0.20m=440m ³)	33,385円																																																		
2. 実証の概要	必須	実証の目的、実証期間、実証の全体の概要を簡潔に記載する。																																																		
3. 過去に調査し	推奨	実証申請者により過去に調査して作成された試験データがあれば	<過去に調査した試験データの活用の検討 例>																																																	

項目	区分	記載要領	記載例
<p>た試験データの活用の検討</p>		<p>ば、活用を検討する。図解を用いて、分かりやすく示す。</p>	<p>(有機性排水処理技術)</p> <p>3. 実証結果</p> <p>3.1 既存データの活用</p> <p>自社試験として、流入のない夜間における油分濃度の変化を確認しているほか(本編 12 頁 4.1(1)項参照)、実証対象製品を設置した油水分離槽の流入水及び流出水における油分濃度を測定している。始業から終業までの期間を調査している(本編 13 頁 4.1(2)項参照)。その結果、汚濁負荷量から求めた除去効率は、66%であった。</p>  <p>図 既存データの結果 (採水日：平成 26 年 12 月 8 日(月))</p>
<p>4. 実証結果と考察</p>	<p>必須</p>	<p>実証報告書全体の概要を記載する位置づけから、実証報告書の目次構成と整合を図る。</p> <p>各技術区分の実証機関が策定する実証要領の「実証報告書概要版」に基づくものとする。</p>	
<p>5. 参考情報</p>	<p>必須</p>	<p>参考情報は、実証済技術を導入しようとするユーザーが技術の概要を理解できるようにするために、右記の様式例を参考とす</p>	

Ⅲ 実証報告書（詳細版）の作成

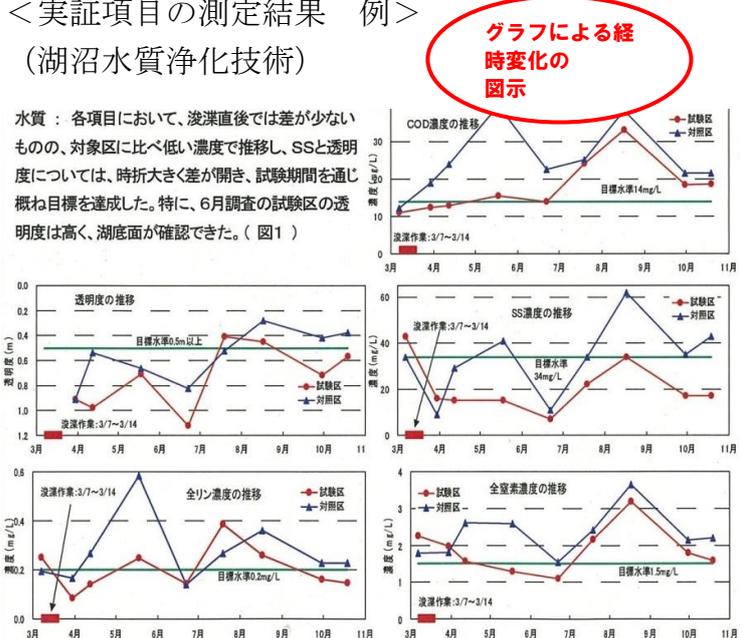
項目	区分	記載要領	記載例																																																				
1. 実証の概要と目的	必須	技術の特徴、実証の目的、実証期間、実証の全体の概要を簡潔に記載する。																																																					
2. 実証の内容	必須	1) 実証の内容、方針、実証項目等																																																					
2. 実証の内容 (続き)	必須	2) 実証体制と実証参加者の責任分掌 ①実証体制 実証に参加する組織、実証体制について、基本的に右記の様式で記載する。	<p><実証体制 例></p> <p>The diagram illustrates the structure of the real-world testing system. At the top is the Ministry of Environment (環境省), which handles technical recruitment (技術募集) and business operation commissioning (業務運営委託). Below it are the Technical Investigation Mechanism (【技術調査機関】) and the Realization Mechanism (【実証運営機関】), which are linked by cooperation (連携・協力). The Realization Mechanism is also linked to the Realization Mechanism (【実証機関】) which is responsible for implementation and role division. The Realization Mechanism is linked to the Applicants (【申請者】) through application submission and consultation (申請書送付相談) and cooperation related to the test (実証に係る協力). The Applicants are responsible for recording roles, providing information, preparing materials, and providing data.</p>																																																				
2. 実証の内容 (続き)	必須	②実証参加者と責任分掌 実証参加者と責任分掌の記載については、右記の様式を基本とする。実証機関において実証報告書の発行権限を持つ責任者と	<p><実証参加者と責任分掌 例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実証試験参加機関</th> <th>責任分掌</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証試験の運営管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証対象技術の公募・審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術実証委員会の設置・運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>品質管理システムの構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証試験計画の策定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実証機関</td> <td></td> <td>実証試験の実施・運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証試験結果の報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証試験結果の公表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実証申請者</td> <td></td> <td>費用負担</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証対象製品の提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>既存の性能データの提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実証試験報告書の作成における協力</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>実証機関と実証申請者、実証機関内担当者間の責任分掌を明確にする</p>	区分	実証試験参加機関	責任分掌	参加者			実証試験の運営管理				実証対象技術の公募・審査				技術実証委員会の設置・運営				品質管理システムの構築				実証試験計画の策定		実証機関		実証試験の実施・運営				実証試験結果の報告				実証試験結果の公表		実証申請者		費用負担				実証対象製品の提供				既存の性能データの提供				実証試験報告書の作成における協力	
区分	実証試験参加機関	責任分掌	参加者																																																				
		実証試験の運営管理																																																					
		実証対象技術の公募・審査																																																					
		技術実証委員会の設置・運営																																																					
		品質管理システムの構築																																																					
		実証試験計画の策定																																																					
実証機関		実証試験の実施・運営																																																					
		実証試験結果の報告																																																					
		実証試験結果の公表																																																					
実証申請者		費用負担																																																					
		実証対象製品の提供																																																					
		既存の性能データの提供																																																					
		実証試験報告書の作成における協力																																																					

項目	区分	記載要領	記載例
		<p>実証申請者を明記分掌するとともに、その責任分掌を記載する。</p>	
<p>2. 実証の内容 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>3) 実証対象技術(機器等)の概要 実証対象技術の概要(目的としている環境保全・改善上の目的や技術の特徴)を記載する。また、装置や周辺機器の仕様、処理フロー、装置の実寸や容積等の仕様、設計図、設置方法、運転、維持管理方法、装置の運転条件設定等を示す。</p>	
<p>2. 実証の内容 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>4) 試験場所(又はその他の条件)等の概要 ①実証の概要 実証時の試験方法・条件、システム全体構成、試験実施場所、監視項目、実証す</p>	<p><試験時のシステム構成等 例></p> <p>装置の前後で測定することにより各装置の効果がわかる。出口側が入口側より値が地行ければこれが除去効果を意味し、除去率が計算できる。 除去率%=(入口と出口の値の差)÷入口の値</p> 

項目	区分	記載要領	記載例
		<p>る性能(原則、性能を示す値)等をわかりやすく記載する。なお、実証する性能(原則、性能を示す値)については、その根拠も可能な限り示すこととする。実証時のシステム全体構成を視覚的に理解するためのシステム図、フロー図、写真等を用いる。写真は、装置の全体像、主要部、測定器等の設置状況がわかる写真等を使用することとする。</p> <p>フロー図は基本原理や各プロセス(装置、水槽等)の機能の説明書が付されたものを使用する。</p> <p>書き方・表現方法は、技術の特性に応じて適切なものを選択する。</p> <p>なお、記載に当</p>	<p>ラボ試験の写真等の記載例 (VOC 等簡易測定技術)</p> <p>FTVR-01 用試料採取ユニット (PGM-1800 用にも活用)</p>  <p>比較機 (FID) 実証製品 PGM-1800</p>  <p>試験用ガス調製装置 (一部のみ使用) 試験用ガス調製装置</p> <p>加圧器</p>

項目	区分	記載要領	記載例
		<p>たり、実証申請時や実証計画の策定時等の段階で、実証申請者に対し情報提供を求めることとする。</p> <p>また、システム図、フロー図、写真等に関して、実証申請者からノウハウに係わる部分の掲載が認められない場合は、機密情報を除いた形で何らかの視覚化ができないか、検討する（機密情報を排除した視覚化が難しい等の場合には、やむを得ないものとする）。</p>	
2. 実証の内容（続き）	必須	<p>②スケジュール試験に要した工程を分かりやすく記載する。</p> <p>スケジュールの記載方法はバーチャート、表形式等とする。</p>	

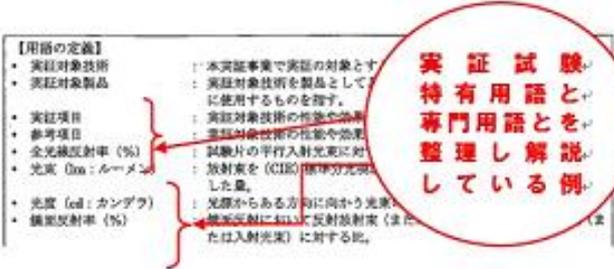
項目	区分	記載要領	記載例
			<p data-bbox="639 331 1182 416"><スケジュールのバーチャート 例> (自然地域トイレし尿処理技術)</p> <p data-bbox="639 524 919 696">実際の稼働期間、資料採取の時期等を表示</p> <p data-bbox="639 954 1198 987">(閉鎖性海域における水環境改善技術)</p>
3. 過去に調査した試験データの活用検討	推奨	<p data-bbox="368 1346 612 1704">実証申請者により過去に調査して作成された試験データがあれば、活用を検討する。図解を用いて、分かりやすく示す。</p>	
4. 試験結果	必須	<p data-bbox="368 1825 612 1951">試験の結果を表やグラフを用いて明記する。実</p>	

項目	区分	記載要領	記載例
		<p>証項目の結果の技術的適切性を説明するために必要なデータをできるだけ明記する。計測器等で計測されたデータについては、基本的に加工(計算)前の値も必ず記載する。また、試験に影響する因子(例えば、気温、気象条件等)についても可能な限り掲載する。</p> <p>加工前のデータについては、量が多い場合は範囲○○～○○、最大値・平均値・最小値等の記載をしてもよい。</p>	<p>＜実証項目の測定結果 例＞ (湖沼水質浄化技術)</p> <p>水質：各項目において、浚渫直後では差が小さいものの、対象区に比べ低い濃度で推移し、SSと透明度については、時折大きく差が開き、試験期間を通じ概ね目標を達成した。特に、6月調査の試験区の透明度は高く、湖底面が確認できた。(図1)</p>  <p>図1 水質濃度の推移</p> <p>注) 表、グラフ、イラスト等を活用してわかりやすく記載する。 棒グラフ、折れ線グラフ、円グラフ等の選択は自由である。</p>
5. 試験結果に基づく実証結果	必須	<p>試験の結果の読み方に関して、判断基準をわかりやすく記載する。</p>	

項目	区分	記載要領	記載例																																																			
			<p><試験結果に基づく実証結果 例> (建築物外皮による空調負荷低減等技術)</p> <p>5.1.2. 空調負荷低減等性能実証項目 (数値計算)</p> <p>(1) 実証項目の計算結果 【算出対象区域: LD部 (住宅)、事務室南側部 (オフィス)】 比較対象: フィルム貼付前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京都</th> <th colspan="2">大阪府</th> </tr> <tr> <th>住宅(戸建木造)</th> <th>オフィス</th> <th>住宅(戸建木造)</th> <th>オフィス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">冷房負荷低減効果*1 (夏季1ヶ月)</td> <td rowspan="2">熱量</td> <td>97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月)</td> <td>231 kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月)</td> <td>102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月)</td> <td>251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月)</td> </tr> <tr> <td>18.5%低減</td> <td>21.2%低減</td> <td>17.5%低減</td> <td>20.4%低減</td> </tr> <tr> <td>電気料金</td> <td>472円低減</td> <td>894円低減</td> <td>526円低減</td> <td>853円低減</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">冷房負荷低減効果*1 (夏季6~9月)</td> <td rowspan="2">熱量</td> <td>307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月)</td> <td>543 kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月)</td> <td>336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月)</td> <td>627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>21.3%低減</td> <td>22.8%低減</td> <td>20.4%低減</td> <td>22.3%低減</td> </tr> <tr> <td>電気料金</td> <td>1,502円低減</td> <td>2,089円低減</td> <td>1,740円低減</td> <td>2,115円低減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室温上昇抑制効果*2 (夏季15時)</td> <td>自然室温*3</td> <td>2.9℃ (40.7℃→37.8℃)</td> <td>0.2℃ (40.3℃→40.1℃)</td> <td>2.3℃ (39.0℃→36.7℃)</td> <td>0.7℃ (42.1℃→ 41.4℃)</td> </tr> <tr> <td>体感温度*4</td> <td>3.3℃ (41.4℃→38.1℃)</td> <td>0.3℃ (40.3℃→40.0℃)</td> <td>2.5℃ (39.5℃→37.0℃)</td> <td>0.7℃ (42.1℃→ 41.4℃)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 夏季1ヶ月(8月)及び夏季(6~9月)において室内温度が冷房設定温度を上回ったときに冷房稼働した場合の冷房負荷低減効果 *2: 8月1日の15時における対象部での室温 *3: 冷房を行わないときの室温 *4: 平均放射温度(MRT)を考慮 注) 数値計算は、モデル的な住居環境での導入環境とは異なる。</p> <p>一般消費者には熱負荷の低減効果を示すだけでは理解しにくいため、電気料金等のわかりやすい指標に換算した例</p>			東京都		大阪府		住宅(戸建木造)	オフィス	住宅(戸建木造)	オフィス	冷房負荷低減効果*1 (夏季1ヶ月)	熱量	97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月)	231 kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月)	102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月)	251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月)	18.5%低減	21.2%低減	17.5%低減	20.4%低減	電気料金	472円低減	894円低減	526円低減	853円低減	冷房負荷低減効果*1 (夏季6~9月)	熱量	307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月)	543 kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月)	336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月)	627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月)	21.3%低減	22.8%低減	20.4%低減	22.3%低減	電気料金	1,502円低減	2,089円低減	1,740円低減	2,115円低減	室温上昇抑制効果*2 (夏季15時)	自然室温*3	2.9℃ (40.7℃→37.8℃)	0.2℃ (40.3℃→40.1℃)	2.3℃ (39.0℃→36.7℃)	0.7℃ (42.1℃→ 41.4℃)	体感温度*4	3.3℃ (41.4℃→38.1℃)	0.3℃ (40.3℃→40.0℃)	2.5℃ (39.5℃→37.0℃)	0.7℃ (42.1℃→ 41.4℃)
		東京都				大阪府																																																
		住宅(戸建木造)	オフィス	住宅(戸建木造)	オフィス																																																	
冷房負荷低減効果*1 (夏季1ヶ月)	熱量	97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月)	231 kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月)	102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月)	251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月)																																																	
		18.5%低減	21.2%低減	17.5%低減	20.4%低減																																																	
	電気料金	472円低減	894円低減	526円低減	853円低減																																																	
冷房負荷低減効果*1 (夏季6~9月)	熱量	307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月)	543 kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月)	336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月)	627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月)																																																	
		21.3%低減	22.8%低減	20.4%低減	22.3%低減																																																	
	電気料金	1,502円低減	2,089円低減	1,740円低減	2,115円低減																																																	
室温上昇抑制効果*2 (夏季15時)	自然室温*3	2.9℃ (40.7℃→37.8℃)	0.2℃ (40.3℃→40.1℃)	2.3℃ (39.0℃→36.7℃)	0.7℃ (42.1℃→ 41.4℃)																																																	
	体感温度*4	3.3℃ (41.4℃→38.1℃)	0.3℃ (40.3℃→40.0℃)	2.5℃ (39.5℃→37.0℃)	0.7℃ (42.1℃→ 41.4℃)																																																	
6. 実証結果に関する考察	必須	<p>実証の結果の記載にとどまらず、その結果を踏まえた実証に関する考察を記載する。</p> <p>①考察の視点の例 (1) 実証事業としての意義 (2) 期待される導入効果等 (実証結果から</p>	<p><実証結果に関する考察 例></p>																																																			

項目	区分	記載要領	記載例
		<p>導き出される性能の確認、実証する性能(原則、性能を示す値)をいかに満たしたかの説明、設定条件が結果に及ぼした影響、実証結果以外に期待される導入効果等)</p> <p>(3) 技術としての新規性</p> <p>(4) 比較可能な技術に対する優位性(経済性等)</p> <p>(5) 技術開発の可能性(技術実証検討会等における技術的アドバイス、「この点を改善すればより大きな効果が出る可能性がある」等)</p> <p>(6) 普及拡大に向けた課題等</p> <p>なお、実証する性能(原則、性能を示す値)の設定根拠を可能な限り示す。 考察の書き方</p>	<p>(ヒートアイランド対策技術(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>7. 考 察</p> <p>(1)開放型(オープンループ)地中熱利用方法 地下水を汲み上げてヒートポンプの熱源として利用する方法は、探放熱やU字管などの配管を省略できるため、初期費用の安い地中熱の利用方法。地下水温度は1年を通してほぼ15℃で安定しており、地中熱源として理想的。地中からの探熱量の平均値は約16kWを示しており、通常の熱伝導率を有する地中を確保するためには、100m級のボアホールが3~4本必要となる。地下水を利用することにより、排水井と還元井をそれぞれ1本ずつでこの熱量を供給できている。地下水利用の長所がいかに発揮されている。さらに今回のように既存の排水井を利用できれば、初期コストを大幅に低減でき、今後の地下水利用の拡大に期待できる。 なお、本実証対象技術では、排水温度調整弁を付けて、地下水の利用量を必要最小限にするように工夫をしている。</p> <p>(2)環境技術実証事業における初めての雪国の実証試験 環境技術実証事業におけるシステム全体の試験は、これまで神奈川県が重視される地域で実施されてきたので、富山県のような雪国で環境技術実証は今回が初めてである。これまで関東圏で実施した実証試験結果と暖房期間の地中からの探熱量はほぼ同等か探熱量の方が若干少ない程度で、地中からの探熱量の方が約2割程度多かった。今後、いろいろなデータが公開されることにより、その地域にもっとも適した地中熱利用方法を期待できる。また、地中熱利用が拡大するにしたがい、地中温度が変動し、地中温度のモニタリングを強化することが必要になると考えられる。</p> <p>(3)熱交換器に関する実証項目 図5-1(12)(本編35ページ)及び図5-1(13)に熱交換器の実証項目である熱交換器両側の温度差の平均値を示した。冷房期間では4.9℃となった。なお、この実証試験で使用した熱交換器の設計上の温度差には温度差が生じ、この温度差が熱交換器のエネルギー効率を低下させる原因となる。しかし熱交換器両側の温度差を小さくすることで、熱交換器の面積を大きくする必要があり、それはシステムの設置コストの増大を招くことになる。熱交換器の面積をどれだけにするかは、経済性を考慮した設計上の課題である。</p> <p>(4)ヒートポンプの騒音について 空調機器の騒音は問題になることがあるが、地中熱源ヒートポンプは屋外のファンがないので、一般に騒音は小さいと言われている。対象技術のように屋外の設置された小屋の中に設置することが音をさらに低減することが可能となると期待できる。</p> </div>

項目	区分	記載要領	記載例
		<p>は、技術の内容、特性により異なるため実証機関の自由裁量による。</p> <p>実証申請者に対しては、試験結果に基づく実証結果及び実証結果に関する考察に対して確認を求める。実証申請者からの確認結果等は、可能な限り考察に含める。</p>	
<p>6. 実証結果に関する考察（続き）</p>	<p>必須</p>	<p>②比較可能な技術に対する優位性の記載</p> <p>比較可能な技術に対する優位性を記載する。</p>	<p>＜実証結果に関する考察 例＞ （湖沼水質浄化技術）</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>5.5 機器の優位性</p> <p>従来の湖沼水質浄化技術は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①湖沼水をおおむね抜いた後にバキューム車で底質を吸引し液漑す ②湖沼水を全て抜いた後に底質を重機により液漑する方法 ③湖沼水を全て抜いた後に数ヶ月間日干しを行う「かいぼり」の方法 <p>等があるが、液漑土を乾燥させる大きな沈殿池が必要となり臭気も問題となる。また、液漑した底質は産業廃棄物としての処分となる。何れの方法とも魚類の移設が必要である。</p> <p>(1)環境影響に対する優位性</p> <p>本システムでは湖沼水を抜かず底質を除去するため魚類の移設が必要ない。また、沈殿池も必要がなく、底質が空気と触れることなく脱水処理されるため施工中の臭気問題がないなど、湖沼内の生態系の保全と環境に配慮した工法である。</p> <p>(2)経済性</p> <p>液漑土を乾燥させる沈殿池を必要とせず、乾燥期間を必要としないことから短期間での施工が可能となる。また、脱水処理されているため排出土量が減少し処理費用も低減する。さらに魚類の移設が必要ないなど、経済性が向上する。</p> <p>(3)資源化</p> <p>6日間の液漑作業期間中に除去された脱水土量は 3,372kg(水分約 50%)であり、土壌溶出量試験の結果、全ての試験項目について「土壌の汚染に係る環境基準」を下回っているため、湖沼周辺の補充用土として利用することが可能である。</p> </div>
<p>専門</p>	<p>必</p>	<p>実証報告書に用</p>	<p>用語集の記載例</p>

項目	区分	記載要領	記載例
用語集	須	<p>いられている専門用語について用語集や脚注において解説をする。</p> <p>試験に特有の用語と技術的専門用語については分けて整理し解説する等、わかりやすさに留意する。</p> <p>用語集においてどのような語を解説するのは実証機関の自由裁量に委ねる。</p>	<p>(照明用エネルギー低減技術 (反射板・拡散板等))</p> 

(別紙 7) 同一規格製品 (OEM 製品) に関する申請書

令和 年 月 日

環境省 大臣官房総合政策課環境研究技術室 御中

〇〇〇〇 (会社名)

代表取締役 □□□□ (代表者名)

同一規格製品 (OEM 製品) に関する申請書

(1) 申請する製品

実証番号	
実証技術領域・実証技術区分	
実証技術名	
実証製品名 ^{※1}	
実証製品の型番 ^{※1}	

(2) 同一規格製品 (OEM 製品)

製品名・型番 ^{※2}		
申請者	企業名	
	所属・役職	
	担当者氏名	
	担当者の連絡先	(〒 -)

※1： 実証報告書に記載した製品名・型番を記入すること（漢字・仮名は全角、英数字等は半角で記入すること）。

※2： 同一規格製品 (OEM 製品) の製品名・型番を記入すること。実証した製品と OEM 製品と性能が同一であることを証明する書類を添付すること。

※3： 欄が足りない場合は適宜同様の欄を追加すること。

所属部署：

担当者名：

TEL：

E-mail：

(別紙 8) 実証要領の構成例

構成	記載内容
目次	
緒言	本実証要領の対象となる技術の内容、試験の種類、概要
対象技術	本実証要領の対象となる技術の内容(用途、作動原理、能力・規模等)
実証の基本的考え方	把握すべき事項、配慮すべき事項、実証対象機器の稼働・負荷の設定等についての考え方
用語の定義	JIS等の用語の定義の引用
実証技術候補の公募	技術候補の公募の際、申請書に記載すべき内容
試験の準備○	試験を実施する前に行っておくべき事項
試験実施場所の選定○	設置場所の条件(与える環境負荷量、試験期間、機器の稼働条件等に配慮)
実証対象機器の据え付け○	実証対象機器の据え付け方法、据え付けに際して配慮すべき事項
実証対象機器の準備運転	試験までの間における試運転の実施方法
試験の準備○	試験に必要な仮設物の設置方法
実証対象機器の稼働○	試験期間中における機器の運転方法、維持管理方法等
運転○	運転方法、運転状況の記録方法
維持管理○	維持管理の方法、消費エネルギー、廃棄物の発生量、維持管理に要するコスト等の状況の記録
設置条件関連項目○	気温、湿度、降水量等設置場所の気象条件
試験の方法	試験を行う項目とその試験方法
試験条件	試験実施時における機器の使用環境(例えば、稼働率、試験に供する試料(環境負荷の濃度、量等)、気温)、試験期間等
試験項目	汚染物質等の濃度及び関連する項目の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等
周辺環境影響項目等○	周辺環境への影響の把握に必要な項目等の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等
実証計画	実証計画として定める事項
取りまとめ	

実証結果	試験項目、周辺環境影響項目等の測定値の取扱方法、計算方法、集計方法等、試験結果を含む
実証報告書・報告書概要版の作成	実証報告書・報告書概要版に記載する事項、取りまとめ方法
付録	参考となる JIS の番号等を記載する。 手数料の項目を定める資料を添付する。

○：現地に設置して試験を実施する場合に必要な構成

(別紙9) 環境省環境技術実証事業ロゴマークのデザイン

共通ロゴマーク、共通ロゴマーク（英語版）と個別ロゴマークのデザインを以下に示す。

① 共通ロゴマーク



② 共通ロゴマーク（英語版）



③ 個別ロゴマーク

個別ロゴマークは、共通部分に技術ごとに付与される各種情報を共通ロゴマークの下に表示するものである。

[縦型ロゴマーク例]



[横型ロゴマーク例]



- ・ 実証技術領域
- ・ 実証技術区分名※
- ・ 「第三者実証」表示
- ・ 実証番号
- ・ 任意実証等の特記事

※実証した技術が既存の実証技術区分に該当しない場合は記載しない。

(別紙 10) 共通ロゴマークの配色



※背景色は白色とする

紙媒体等での使用(CMYK)=(C:0%,M:0%,Y:0%,K:0%)

webサイト等での使用(RGB)=(R:255,G:255,B:255)

	A色 	B色 	C色 	D色 	E色 
紙媒体等での使用 (CMYK)	C : 60% M : 15% Y : 80% K : 0%	C : 100% M : 20% Y : 100% K : 0%	C : 30% M : 2% Y : 50% K : 0%	C : 75% M : 15% Y : 90% K : 0%	C : 0% M : 0% Y : 0% K : 100%
webサイト等での使用 (RGB)	R : 100 G : 160 B : 65	R : 0 G : 110 B : 45	R : 180 G : 220 B : 125	R : 65 G : 140 B : 50	R : 0 G : 0 B : 0